

## 中東知的財産ニュースレター Vol.25

### バーレーン係属中の特許出願の実体審査

電子特許出願の導入の発表を受けて、バーレーン特許庁は係属中の特許出願の実体審査を開始するものと見られている。

この件に関して同特許庁からの公式通知はないが、予想される手続きの概要は以下のとおりである。書面審査に通過すると、審査手数料を支払う。審査を受けて受理された出願は、官報で公表される。異議申立期間は4ヶ月で、その後、異議の申し立てがなければ特許が付与される。付与された特許は官報で再び公表され、関連登録証明書（特許証）が発行される。

なお、審査手続きおよび関連オフィシャルフィーの変更の詳細は、近く公表されるはずである施行規則で明らかになる見込みである。

### イランローカルノ協定への加盟

イランは先頃、工業意匠の分類を制定するローカルノ協定への加盟文書を批准した。発効日は2018年7月12日である。

ちなみに、ローカルノ協定は工業意匠の国際分類の制定、修正、および追加作成のための手続きを定めている。ローカルノ分類は32のクラスと219のサブクラスで構成され、それに基づいて約7,000品目が分類されている。

中東・北アフリカ地域の加盟国は、アルジェリア、アルメニア、アゼルバイジャン、およびトルコである。

### モロッコ商標登録証のオンライン発行

モロッコ特許庁（フランス語の頭字語でOMPIC）は、2018年5月28日より商標登録証を電子的に発行すると発表した。

この新たな方法により、商標登録プロセスの円滑化に向けた下地が整うことが期待される。

## アフリカ知的財産機関（OAPI）－ニース分類第 11 版の採用

アフリカ知的財産機関（OAPI）は先頃、これまでのニース分類第 10 版に代わり、ニース分類第 11 版を採用した。

第 11 版の採用は、すでに出願および登録された商標には影響しない。この手続きの変更に影響を受ける商品やサービスは、次の更新時に商標局によって適切に再分類されるはずである。

なお、第 11 版の修正には 15 の類見出しと 7 つの類に対する注釈が含まれている。さらに、商品およびサービスのリストに 334 の用語が新たに追加された。

ちなみに、OAPI はベニン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コンゴ、コートジボワール、赤道ギニア、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、トーゴ、およびコモロで構成される。OAPI の使命は、知的財産権の中央登録制度を提供することに加え、経済・社会開発ニーズに対応するための協力、資源共有、および意見交換の機会を加盟国に与え、文学的および芸術的表現を促進することである。

## 中東－商標のエンフォースメント措置

知的財産権の保護およびエンフォースメントは、中東・北アフリカ（MENA）地域における成長、イノベーション、および投資を促進するうえで不可欠な側面となっている。知的財産権のエンフォースメント手続きと可能な措置は国によって大きく異なり、商標所有者にはさまざまなエンフォースメントの選択肢が与えられている。一般に、特定のエンフォースメント戦略をとる前に、紛争の性質について慎重に検討すべきである。商標権の侵害に対処するにあたって、必ずしも訴訟を起す必要があるとは限らない。

例えば、模倣品の場合、商標所有者には、以下に例を示す行政機関に訴えることにより、別のエンフォースメント措置を進めるという選択肢がある。また、MENA 諸国の税関当局に商標を登録し、模倣品の輸入貨物を押収・廃棄するよう税関に直接告発することも可能であり、そうすれば裁判所の判断を仰ぐ必要はない。各国が用意している最善の措置を待つことにより、最適な結果が得られる。

## 行政によるエンフォースメント措置

### アラブ首長国連邦経済開発局：

アラブ首長国連邦は 7 つの首長国で構成されており、それぞれに独立した経済開発局（Department of Economic Development:DED）がある。具体的な手続きは各首長国の経済開発局によって異なるかもしれないが、いずれも権利者が模倣者や権利侵害者を告発することを認めており、その場合、通常は強制捜索や不正品の押収につながる。ドバイ経済開発局のように、ブランド所有者がオンラインポータルで商標を登録できるようにしている経済開発局もある。経済開発局は、そうした登録に従って市場を積極的に監視

し、模倣品と疑われる商品を販売している業者を報告し、強制捜索や押収を実施している。また、特定のターゲットに関する手掛かりを経済開発局に提供することも可能である。この制度は非常に有効であることが証明されており、権利者がアラブ首長国連邦における模倣品対策戦略の一環として考慮すべき事柄であることは確かである。ただし、経済開発局への告発は、商標登録証明書による裏付けがなければ、認められる可能性は低い。

#### **サウジアラビア経済産業省商業詐欺対策部：**

サウジアラビアの最も有効なエンフォースメント機関は、商業投資省（Ministry of Commerce and Investment）商業詐欺対策部（Anti-Commercial Fraud Department）である。商業詐欺対策部が適切に措置すれば、たいていの場合、侵害者は不正品を押収・破壊され、罰金を科され、侵害を繰り返さないという誓約書に署名させられることになる。商業詐欺対策部への告発は迅速な結果が得られるほか、民事または刑事事件化を進めるよりも簡単で、しかも費用をかなり抑えられる。ただし、商業詐欺対策部への告発は、商標登録証明書による裏付けがなければ、認められる可能性は低い。証明書には、商標の適切な表現と商品の適切な説明が明確に記載されている必要がある。それらが不正行為と密接に関係していない場合、商業詐欺対策部は対応を拒否する可能性がある。

#### **税関への登録および告発**

国境対策は、常に模倣や海賊版作成行為との闘いにおける重要な手段であり、知的財産権の適切なエンフォースメントに不可欠である。アルジェリア、モロッコ、スーダン、アラブ首長国連邦、チュニジア、トルコ、およびキプロスの税関は、有効な国境エンフォースメント措置の確立と効果的な保護の提供に向けた継続的な取り組みを目的として、登録商標の商標登録制度を設けている。

登録商標所有者は、これらの登録制度に従って上記の国の税関に登録を申請できる。申請には、当該国の政策によって定められている所定の情報を含めると共に、商標登録証明書と委任状を添付する必要がある。その後、税関が登録通知を発行すると同時に監視プログラムが始動し、模倣品の疑いがある貨物があれば商標所有者（またはその代理人）に通知されることになる。同地域のその他の国（サウジアラビア、バーレーン、カタールなど）の税関当局も、商標登録制度こそ設けていないが、ブランド所有者に関する情報提供は受け付けており、疑わしい貨物の通知に非常に積極的である。

アラブ首長国連邦などの特定の法域では、ブランド所有者は税関当局に直接告発でき、当該当局が、司法の介入を受ける必要なく模倣品の押収、破壊、または再輸出について行政上の決定を下している。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 25

[著者]

SABA & Co. Intellectual Property s.a.l.



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2018年8月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、SABA & Co IP が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。